

※許可申請書は1部（A4サイズ）
※協定書は2部提出（A3サイズ）

協 定 書

供用事務担当官海上自衛隊呉地方総監（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）との間に、給水（~~給電~~）に関し、下記のとおり
協定する。

記

給電に関することは取り消し線を引く

（目的）

第1条 甲は、乙の指定する場所に給水（~~給電~~）し、乙は、供給される
水（~~電気~~）を請負工事の目的の用に供するものとする。

契約期間を記載する

（給水期間）

第2条 給水（~~給電~~）期間は、令和 年 月 日から令和8年3月31
日までとする。ただし、乙は、給（~~給電~~）期間を延長する場合は、
延長期間の開始日の30日前までに甲に申請するものとする。

空欄のまま、記載しない

（使用料）

第3条 甲は、毎月末日に流量計（~~電力計~~）により、当月の乙の使用量
を計測し、当該使用量に甲の定める単価を乗じて使用料を算定する。
甲の定める単価については、別途通知するものとする。

2 甲は、前項の使用料に消費税相当額を加算した金額を翌月の月頭に
乙に請求するものとする。

3 乙は、当該請求金額を甲の指定する期日までに甲の指定する者に支
払うものとする。

（延滞金）

第4条 乙は、指定期日までに甲の指定する者に使用料を支払わない場
合は、延滞金として、指定期日の翌日から支払日までの日数に年5.
0%の利率を乗じて計算した金額を甲の指定する者に支払うものと
する。ただし、延滞金の合計額が100円未満の場合は、支払いを要
しないものとする。

（単価の改定）

第5条 甲は、協定期間中に給水（~~給電~~）単価を改定した場合は、改定
した単価及び同単価の適用期間を速やかに乙に通知するものとする。
ただし、この場合、新たな協定書の作成は、省略するものとする。

（計量器の設置）

第6条 乙は、乙の負担において、甲の指定する場所に流量計（~~電力計~~）
を設置するものとする。

（節水（~~節電~~）及び制限）

第7条 乙は、甲の指示に従い節水（~~節電~~）に協力し、合理的な水（~~電
気~~）の使用を図るよう努めるものとする。

2 甲は、給水（~~給電~~）を制限又は一時断水（~~停電~~）する必要がある場
合は、事前に乙に通知するものとする。

（給水（~~給電~~）許可の取消し又は変更）

第8条 甲は、次の各号に該当するときは、給水（~~給電~~）許可を取消又
は変更することができる。

1 乙が、許可条件に違反した場合

2 国において、乙に使用させている施設等を必要とする場合

（現状回復）

第9条 給水（~~給電~~）期間が終了したとき及び許可を取消し又は変更し
たときは、乙は、乙の負担において甲の指定する期日までに乙が施行
した物件を撤去し、現状回復するものとする。

（調査の協力）

第10条 乙は、甲が必要とする給水（~~給電~~）事情等の調査に関し、協
力するものとする。

（疑義の申し出）

第11条 乙は、給水（~~給電~~）に関して疑義が生じた場合は、速やかに
甲に申し出るものとする。

2 乙から申し出があった疑義に関する処理は、すべて甲が決定するも
のとする。

空欄のまま

令和 年 月 日

甲 供用事務担当官
海上自衛隊呉地方総監

印

乙 ○○県○○市○区○○町12-20
株式会社 ○○設計 広島支店
呉（5）○○○○土木その他工事
代表取締役 土木 太郎

契約事業名

印

社印もしくは職印
個人印は押さない